

2020年3月

シンガポール 2020 年度予算案の概要

2020年2月18日にシンガポール 2020 年度予算案 (BUDGET 2020) が公表されました。すでに目を通された方も多くいらっしゃると思いますが、最低限抑えておきたいシンガポール 2020 年度予算案の主要な税制改正について解説します。

1. 法人所得税

●法人所得税リベート (Corporate Income Tax Rebate)

企業の資金繰りをサポートする目的で、2020 賦課年度においては、S\$15,000 を上限として、法人所得税額の25%がリベートとして減免されます。

●機械及び設備の早期償却オプション (Option to accelerate the write-off of the cost of acquiring P&M)

機械及び設備 (P&M : Plant and Machinery) を取得する場合、当該支出額に係る減価償却 (Capital Allowance) の一定の年数にわたっての損金算入が認められています。これに対して、2021 年賦課年度においては、当該支出額を下記のとおり 2 年間で早期償却するオプションが付与されます。

- a) 2021 賦課年度において、75%を損金算入
- b) 2022 賦課年度において、25%を損金算入

なお、当該オプションを選択後、取り消すことは認められていません。

●修繕費等の早期償却オプション (Option to accelerate the deduction of expenses incurred on R&R)

要件を満たす修繕費や改修費 (R&R : Renovation and Refurbishment) は、当該支出後 3 賦課年度における損金算入が認められています。これに対して、2021 年賦課年度においては、一時で損金算入するオプションが付与されます。なお、当該オプションを選択後、取り消すことは認められていません。

●M&A スキームの延長 (Extend the M&A scheme)

中小企業の戦略的な買収による企業成長を促進させるため、M&A に係る優遇税制である M&A スキームが設けられています。本制度は 2020 年 3 月 31 日までに実行した普通株式の買収が対象となっていたましたが、2025 年 12 月 31 日までに実行した普通株式の買収まで期間が延長されました。

2. 個人所得税・物品サービス税・その他

●個人所得税 (Personal Income Tax)

個人所得税に係る税率変更や還付措置はありませんでした。主な変更として、下記の免税または減税制度が、2022年3月31日まで延長されます。

- ・ 非居住仲介者 (mediators) への支払に係る15%源泉税の免除
- ・ 非居住仲裁人 (arbitrators) への支払に係る15%源泉税の免除
- ・ 非居住芸能人 (public entertainers) への支払に係る15%源泉税の10%への減税

●物品サービス税 (GST)

物品サービス税 (GST) の税率は、2021~2025年の間に、現行の7%から9%へ引き上げ予定となっていますが、2021年の実施は行わないとのコメントが発表されました。

上記以外にも賃金クレジット・スキーム (WCS) の拡大や、ジョブ・サポート・スキーム (JSS) の導入などもあり、必要に応じて専門家へ相談し、適時に詳細を確認する必要があります。

お問い合わせ先

FAIR CONSULTING SINGAPORE PTE.LTD.

8 Temasek Boulevard, #35-02A Suntec Tower Three, Singapore 038988

TEL : +65-6338-3180 | FAX : +65-6338-3187

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

■ 日本国公認会計士 伊藤 潤哉 / Junya Ito (C.P.A (JAPAN))

E-Mail : ju.ito@faircongrp.com

■ 日本国弁護士 遠藤 衛 / Mamoru Endo

E-Mail : m.endo@faircongrp.com

「FCG シンガポール ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG シンガポール ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG シンガポール ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。